

○習志野市空家等対策協議会運営要領

平成28年2月19日

(趣旨)

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第3項の規定に基づき、習志野市空家等対策協議会条例（平成27年条例第18号）第1条に規定する習志野市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第4条 委員（習志野市の職員である者に限る。）は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該委員の所属においてその者の職を代理する者を代理者として当該会議に出席させることができる。

2 前項により、代理者が会議に出席する場合は、あらかじめ会長にその旨を報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年2月19日から施行する。